

Title	日韓国交正常化交渉をめぐるメディア言説の変遷： 政治的正当化とフレーム分析の観点から
Sub Title	Transition of media discourse over the normalization talks of Japan-Korea relations: political legitimization and frame analysis
Author	三谷, 文栄(Mitani, Fumie)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2011
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.91, (2011. 12) ,p.81- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20111215-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日韓国交正常化交渉をめぐるメディア言説の変遷

——政治的正当化とフレーム分析の観点から——

三 谷 文 栄

- 一 はじめに
- 二 日韓国交正常化についての既存研究
- 三 メディア・フレーム
- 四 日韓国交正常化交渉をめぐる新聞報道の言説分析
 - (一) 日韓交渉初期（一九五〇～五三年）…「反日」フレーム
 - (二) 日韓交渉中断期（一九五四～五九年）…「独裁」フレーム
 - (三) 日韓交渉成立期（一九六〇～六五年）…「反共友邦」フレーム
- 五 日韓国交正常化に関するメディア・フレームの変容の要因
- 六 おわりに

一 はじめに

本論文は日韓基本条約の調印に至るまでの日韓国交正常化交渉をめぐる報道を分析することを通じて、当時の日本社会の対韓意識の変容と日韓国交正常化が、どのように一般市民に認識されていたのかを明らかにすることが目的である。

日韓基本条約は、戦後の日韓関係の方向性を決めた条約であるという点で、現在の歴史認識問題の根底をなしている。当時の日韓国交正常化交渉では、在日朝鮮人の地位問題や竹島／独島の領有問題などが提示された。また、日韓両国の財産請求権問題など、日本の歴史認識が問われていた交渉でもあった。歴史認識問題は現在の日韓関係において頻繁に取り上げられており、いまだ解決しているとは言えない。今日の歴史認識問題を理解する上では、この日韓国交正常化の過程で何が議論されてきたのか、または何が議論されてこなかったのかを明らかにすることが重要である。本論文はこのような問題関心から日韓交渉を分析対象として取り上げるものである。

日韓交渉において、日本政府の植民地支配に関する見解はどのようなものだったのか。一九五一年から一四年もの歳月を要した日韓会談での日本政府の見解は、一貫したものではない。日韓交渉が中止される要因になった、日本側の首席代表である久保田貫一郎による韓国の植民地化を正当化する発言（一九五三年）に始まり、調印に至るまでに高杉発言（一九六五年）など様々な「妄言」が日韓会談の日本側の首席代表からなされた。こうした発言を日本政府は彼らの考えであるとし、日本政府の見解ではないとして否定したが、同時に示されるべき植民地化に関する見解に關しては沈黙を通した。国会内の議論では、久保田発言のような見解は当然のように日本政府から提示されていたのである。しかし、最終的に、椎名悦三郎外相が日本政府を代表し、金浦空港で過去の植民地化を謝罪することになる

(一九六五年)。この謝罪は韓国側の反日感情を緩和し、日韓基本条約調印への雰囲気形成したとされている。

韓国の植民地化を正当化した久保田代表の発言と、過去の植民地化への謝罪を示している椎名外相の発言は、一見すると矛盾するものであるが、なぜこの矛盾が日本人々によって受容されたのだろうか。以下では、このような観点から日韓国交正常化交渉の過程で見られた言説、論理(フレーム)を明らかにし、そのフレームの受容の基盤となる日本社会で共有された対韓意識が、受容に至るまでどのように変化したのかを分析する。

二 日韓国交正常化についての既存研究

終戦から二〇年、一九五一年の正式交渉開始から数えても一四年の歳月を要した事実が顕すように、正常化をめぐる日韓間の交渉は困難に満ちた過程であった。正常化交渉は過去の清算、経済協力、反共同盟関係の強化など、多様な側面があり、史上まれにみる難交渉でもあった。本論文は、日韓国交正常化交渉で生じた「過去の清算」という問題の根本的な解決を見ないまま、いかにして日韓国交正常化が日本社会で受容されていったのかという点を、新聞報道に基づいて説明することが目的である。また同時に、現在見るように、日韓関係に対する日本社会の関心は高いものであり、この正常化が今の日韓関係を築いたことから、日本社会の受容を分析する必要性は高いと考える。以下では、日韓国交正常化に関する既存研究を日本社会での受容との関係性から整理してみる。

日韓国交正常化に関する既存研究の多くは政策過程の観点から分析がなされている。その代表的なものとして、日韓国交正常化交渉に対する関西財界の動きを分析した研究(木村一九八九)や、日韓国交正常化交渉における米国の役割を明らかにしている研究(李一九九四a・一九九四b)、韓国の経済体制確立への戦略の変容と日韓国交正常化交渉の関係を考察した研究(木宮一九九四・一九九五・二〇〇一)、安全保障政策として日韓国交正常化を捉えなおして

いる研究（金二〇〇一・二〇〇八）などが挙げられる。これらの代表的な研究に見るように、日韓国交正常化に関する主要な既存研究は、交渉の過程を政財界のアクターや、日米韓三国の相互関係の観点から捉えなおすものであり、日本社会で見られた対韓意識や国交正常化への反応を分析枠組みに含めるものではない。

日韓国交正常化交渉で見られた政財界の対韓意識を提示した代表的な研究としては、高崎宗司の研究が挙げられる。高崎は一連の研究において、交渉過程で韓国側の対日請求権の討議が中断されたことの問題点、および日本政府が韓国政府に供与したのは請求権資金ではなく経済協力資金であること、そして、日本の政財界の「植民地支配責任」の欠如を明らかにした。その上で、日韓間の諸問題が日韓基本条約によって清算されていないことを指摘した（高崎一九九六）。また、『妄言』の原形』において、日韓国交正常化交渉に関与した政治家を取り上げ、彼らの植民地支配責任の欠如を指摘した（高崎二〇〇二）。彼の研究は日韓国交正常化交渉が日本社会でどのように受容されていたのかということを考察する際に手掛かりとなるものである。彼の研究はメディア言説や反対運動なども取り上げ、それらの「植民地支配責任」の欠如を指摘しているものであるが、どのようにそれらが日韓国交正常化をとらえていたのかを明らかにするものではない。ただし、彼の研究が提示した政財界の対韓意識が、社会で広く共有されていた対韓意識と関連していることは明らかである。日韓国交正常化が社会にどのように受容されていたのかを検証することが本論文の目的だが、それは政財界の対韓意識と社会で広く共有されている対韓意識との関連性がいかなるものであるのかを明らかにすることにもつながるのである。

最後に、日本国内の反対運動組織に焦点を当てて分析した研究が挙げられる。この観点からの研究はそれほど多くないが、代表的な研究として畑田重夫（一九六五）の研究があげられる。彼の研究は、反対運動の中枢的役割を担った勢力を日本共産党とみて、あわせて日朝協会、日本朝鮮研究所の動向を含めた反対運動の流れを整理した。その上で、反対運動が「旧支配国家国民としての日本人民の思想生活の上で、深刻な反省の契機となった」（畑田一九六

五・一九七）としながらも、「最高潮の時期でもそれほどの大衆を動員するに至らなかった」（畑田 一九六五・一九九）

ことを明らかにしている。彼は、その要因として反対運動の指導部の責任と、一般市民の朝鮮への軽視を挙げているが、実際に一般市民が日韓外交正常化交渉そのものをどう捉えていたのかに関しての言及は十分になされていない。

このように、日韓外交正常化に関する研究は数多く存在するが、これらの研究は日本の政財界、反対運動組織、韓国、米国などの認識や役割を考察するものであり、日本政府が日韓外交正常化交渉をどのように正当化し、当時の日本社会でどのように受け止められていたのかといった視点を十分に検討しているとは言えない。日韓外交正常化への一般市民の関心は高く、国内問題と同様に捉えていた。一九八〇年代の歴史教科書問題などにも見られるように、日韓関係は国内的側面を抜きにして語ることはできない対象である。

本論では、これまで見落とされてきた日韓外交正常化交渉の正当化やそれに対する一般市民の認識を明らかにする。それにより、日韓外交正常化交渉をより立体的に捉えることができる。加えて、現在の日韓関係において頻繁に歴史認識問題が争点として浮上し、一般市民が過去の歴史をどのように捉えているのかということが論争になっていることから、日韓外交正常化交渉をめぐる議論の受容過程を考察することは、現在の日本社会で広く見られる歴史認識を捉える上でも必要と考える。

三 メディア・フレーム

では、日韓外交正常化交渉の正当化とそれをめぐる一般市民の認識を分析する枠組みとしていかなるものが考えられるのか。⁽¹⁾ 本論では分析対象として一般市民の認識枠組みに影響を及ぼすマス・メディアを取り上げる。そして、マス・メディア報道を分析する際にメディア・フレームという分析概念を用いる。

メディア・フレームとは「何を認知、解釈し、何を（報道で）提示するのかということに関する一貫したパターン」である。つまりは「何を選択、強調し、何を排除するのかというパターン」を意味する（括弧内は引用者による補足、Gillin 1980: 7）。ジャーナリストは、メディア・フレームを用いることで、日常的に大量の情報に即座に処理することが可能になる⁽²⁾。そして、複雑で多面的な側面を持つ出来事は、メディア・フレームを通じて報道されることで理解可能なものとなる。しかし、ここで重要な点は、メディア・フレームが無意識にジャーナリストやオーディエンスに用いられているという点である。また、メディア・フレームには政治エリートとの相互作用が反映されるのみならず、メディアは社会で広く受け入れられるように報じることから、社会で広く共有されている価値観（支配的な価値観）が反映される。すなわち、メディア・フレームはオーディエンスと影響を与えあっているのである。この点から、ある出来事を報じる際に、どのようなメディア・フレームが優位であったのかを分析することで、その出来事に対する一般市民の支配的な認識、理解が明らかになる⁽³⁾。

メディア・フレームの第一の特徴として、そのメディア・フレームの優位性は常に可変的であるということが挙げられる。例えば、ある出来事が展開していく過程で、複数のメディア・フレームが見られることもある。こうした複数あるメディア・フレームが競合する場合もあれば、出来事が展開していくにつれて、あるメディア・フレームが支配的になり、そのことにより他のメディア・フレームが潜在化することもある。また、そうした潜在化したメディア・フレームが再度選択されることもある。こうした特徴は、メディア・フレームには社会で広く共有されている価値観が反映されていることから生じるものである（Gamson and Modigliani 1989: 3-4）。

第二の特徴として、争点連関が挙げられる。同時代に生じた他の出来事の報道が、メディア・フレームの形成・変容に影響を与える。争点同士の間には当該社会での広く共有された価値観が反映される。メディア・フレームにおける争点連関の概念を用いることによって、外交問題が国内の様々な問題と連関し、意味づけられ、受容される過程

を分析することができる。

日韓国交正常化交渉の過程の中で、複数のメディア・フレームが存在すると考えられる。例えば、現在の日韓関係で幾度も争点化している歴史認識問題においては、同じ出来事を報じていても「過去の反省」を問うものもあれば（過去の反省「フレーム」、まったく異なるフレームが用いられているものもある。現在の観点からすると、日韓国交正常化交渉においても「過去の反省」フレームは見られると予測される。しかし、以下に示すように、実際にはそれとは異なる複数のフレームが競合しており、「過去の反省」フレームは潜在化していた。本論は、どのようなフレームで日韓国交正常化交渉が報じられることで、「過去の反省」を問わないことが正当化されたのかを問うものである。

四 日韓国交正常化交渉をめぐる新聞報道の言説分析

第一次会談開始から一四年後の一九六五年、日韓基本条約が正式に締結された。この期間が示すように、日韓基本条約への道のりは長く、そして険しいものであった。本論文では、この一四年という期間を、初期（一九五一～五三年）、中断期（一九五四～五九年）、成立期（一九六〇～六五年）の三つに分ける。⁽⁴⁾各期間において、当時、特に注目された出来事を取り上げ、その日本政府の対応の正当化とそれに関するメディア言説の分析を通じて、日本の一般市民がどのようなフレームを共有していたのかを明らかにする。そして、そうしたメディア・フレームが優勢となる社会的背景を考察する。以下では、入手可能で購読数の多い読売新聞（以下読売）と朝日新聞（以下朝日）の一九五一年から一九六五年までの社説を対象に分析を行った。⁽⁵⁾

(一) 日韓交渉初期 (一九五一年～五三年) …「反日」フレーム

日韓国交正常化交渉は、日韓兩國にとって過去を清算し、日韓間の新しい外交関係を樹立する条約を結ぶためのものとして始まった。それは、韓国にとっては植民地支配が不法かつ不当であったという観点から、その支配に対する清算であった。そして、日本は過去の感情のもつれを清算するためのものとして捉えていた(朝日一九五一年二月二九日、一九五三年一月八日)。しかし、初期の日韓交渉は、この「過去の清算」をめぐる発言によって中断することになる。

初期交渉の決裂要因となった久保田貫一郎首席代表の発言をめぐる経緯は以下のとおりである。一九五三年一〇月一五日、第三次会談の請求権委員会で、日本側の対韓請求権に反発した韓国側代表洪璉基が「日本側が三六年間の蓄積を返せというならば、韓国側としても三六年間の被害を償却せよというほかない」と発言した。これに対し、久保田代表は「日本としても朝鮮の鉄道や港を造ったり、農地を醸成したりしたし、大蔵省は、当時、多い年で二千万円も持ち出していた。これらを返せと主張して、韓国側の政治的請求権と相殺しようということになるではないか」と発言した(吉澤二〇〇五・五四)。この発言が発端となって、久保田代表は植民地支配責任に対する日本側の主張を展開したのである。この発言の結果、第三次会談は中断され、発言の撤回をめぐり、長期にわたって会談が再開されることはなかった。

第三次会談の中断に関して、一〇月二一日、日本政府は外務省情報局長談の形で以下の声明を発表した。

一〇月六日再開いらいの日韓会談は韓国側の理不尽な態度により、本日継続不能におちいった。今回の会談は九月はじめ以来韓国側の国際法をまったく無視した海洋主権宣言に基くいわゆる李ラインの強硬処置にもかかわらず、日韓両国の友好関係維持の

大局的見地より我が方より進んで会談の再開を申し入れ、誠意を持って局面の打開を図らんとした。……右にもかかわらず……わが方の説明を了解しようとせず、あまつさえその撤回とその非なることを認めしめんとし、これに応ぜざる場合は会談の続行を拒否する態度に出た。……平等な国家間の会議の議題において意見の対立のあることは当然であり、一方の代表の発言の意向を要求するが如きはその発言を封ずるに等しく、とうていわが方の応じ得ざるところであると述べ、……会談の進行を図るよう強調した。しかるに韓国側はあくまでわが方の発言の撤回を固執して会談継続を拒否した。

このように、日本政府は国際法を破る韓国と、過去を清算し新たな日韓関係を樹立するという大局的見地から会談を進めていたが、こうした日本側の誠意を理解せず一発言に固執したと訴えたのである。言い換えると、韓国とは全く異なる視点からの「清算」を考えていたのである。日本政府は植民地支配の正当性を韓国に受け入れさせることを通じて、「過去の清算」を図ろうとしたといえる（吉澤 二〇〇五・六〇）。

こうした政府の対応に関して、朝日と読売は以下のように報じた。

政府声明にある通り、韓国側の態度には「ささたる言辭をことさらに曲げ会談全般を一方的に破壊した」ものとみられる節があるのは誠に遺憾である。原則論とか対面とかにとらわれるの余り、日韓友好という最大眼目を逸することは、日韓両国の将来のために好ましいことではないのである。（朝日一九五三年一〇月二二日）

各新聞の報道によれば……韓国側は財産問題と直接関係のないこれら三問題について、殊更に言いがかりをつけている。……この主張が何ら法的根拠のない感情論であることは、何人の目にも明白である。（読売一九五三年一〇月二二日）

こうした報道に見られるフレームにおいては、韓国は国際法を破る国家と見なされ、そうした韓国の姿勢は李承晩

大統領を代表とする「反日」が要因だとされた。この「反日」フレームでは、韓国の行為（国際法違反）を「感情論」といった言葉で表現をしているものが多かった。初期の日韓会談に関する報道の大半において、「反日」フレームが優勢であった。では、なぜこのフレームが優勢であったのか。第一に、日本社会において植民地支配の反省の機運が高まっていなかったためだと考えられる⁽⁶⁾。日本の政治家の植民地支配責任の欠如は既存研究からも指摘されてきたが、一般市民も同様にそうした感覚は欠如していた。しかし、それだけではメディアにおいて反省の機運が高まらなかった理由にはならない。なぜなら、久保田発言は反省を促すきっかけにもなりえたからである。

反省が促されず、「反日」フレームが用いられた第二の要因として、李ラインの宣言と大邦丸事件の報道が挙げられる。大邦丸事件とは、一九五二年一月一日に宣言された李ラインを侵犯したとして同年二月上旬に漁船の大邦丸を銃撃し、船員を死亡させた事件である。この事件により、国際法を無視して李ラインを宣言し、実際にそれを侵犯した漁船を拿捕する韓国側の強硬な姿勢が明らかになった。この事件以降も漁船は拿捕され続けており、李ラインの解決は一九六五年の国交正常化時となる。この一連の出来事は大きく報道され、一般市民の意識形成に影響を与えたと考えられる。

第三の要因として、日本国内の在日韓国人の「犯罪」報道が挙げられる。一九五二年七月一七日の朝日の社説によると治安閣僚懇談会で「最近大都市に続発する騒乱事件と、これに深い関連を持っている一部在日朝鮮人の問題を討議」し、「治安を乱すような朝鮮人を適当な方法で隔離すべしとの意向を持ち、強制送還に関する韓国との話し合いがつくまで、日本側で強制収容所を設ける必要がある旨を政府に対し強く要望したと伝えられる」と述べられている。日本政府は、このような日本国内の法秩序を無視した「望ましからざる人物」と密入国者を強制退去の対象としているが、李政権はこれを理由に、拿捕し、「刑期」を終了した日本人漁夫を引き続き抑留していた（朝日一九五二年七月一七日⁽⁷⁾）。

このように、初期会談の久保田発言は、植民地支配責任の再考を促すものではなく、日本政府の談話に沿った「反日」フレームで報道された。そのメディア・フレームが形成された背景には、植民地支配責任への欠如に加えて、李ラインの設定や大邦丸事件、国内の在日朝鮮人に関する報道から生じた強硬姿勢を貫く、法秩序を破る国という韓国像があった。そうした韓国の姿勢は李承晩の「反日」からくるものであり、感情的だと見なされたのである。このような「反日」フレームから報道されることによって、久保田発言は日本社会で批判や議論を生むことなく受け入れられたのである。

(二) 日韓交渉中断期（一九五四～一九五九年）：「独裁」フレーム

国交正常化交渉の中断期において最も注目された争点は日本人漁民釈放問題である。李ラインを侵犯したとして漁船が拿捕され、釜山刑務所に抑留されていた漁民は千名近くに上っていた。本来、久保田発言により中断された日韓会談を再開するための予備会談と、抑留者相互釈放のための交渉は別個の性格のものである。しかし、一九五五年から抑留者相互釈放交渉が始まると、日韓予備会談を進める機運も高まってきた。日本政府が一九五三年以降幾度も「久保田発言」の撤回を言明するが、それはこのような状況の中でなされたものであった。しかし、鳩山一郎政権下では抑留者の相互釈放は実現せず、日韓会談再開のための予備交渉も開かれなかった。日韓交渉が再開されるのは岸信介内閣が成立してからであった。

岸信介は一九五七年二月四日、以下のような外交演説を行い、抑留者釈放と日韓予備会談への意欲を見せた。⁽⁸⁾

アジア地域の中で最も近い隣邦である韓国との国交が、いまだ正常化していないことは遺憾であります。特に八〇〇名に上る同胞が引き続き韓国に抑留されている事態は、人道上の問題として、ほかの諸懸案とは切り離して、早急に解決されるべきであ

ると考え、昨年来これが釈放に努力しております。政府としては、この問題が解決すれば、引き続きほかの諸懸案の討議に入る用意があるのであります。その際は公正かつ現実的に問題の解決をはかりたいと考えております。

そして一九五七年二月二五日に岸内閣が成立すると、日韓予備会談は妥結の方向に動き出したのである。この演説にあるように、新聞紙面上でも抑留者釈放問題は人道上の問題とみなされ、ほかの諸懸案とは切り離して早急に解決されるべきだと捉えられた。一九五七年一二月末に日韓合意文書が調印される。その内容は、日韓双方が抑留している相手国の国民の相互釈放、日本側の久保田発言の撤回、日本側の対韓請求権の撤回、日韓会談を一九五八年三月一日に再開させるという、他の争点と関連付けられたものであった。

この一連の交渉に関するメディア言説において、韓国の政治体制の点から韓国を否定的に捉えるフレームが優勢であった。

韓国政府がこのような非人道な態度をとり続けているのは、言うまでもなく交渉を引き延ばし、できるだけ有利な条件を獲得しようとしているからである。このため韓国政府が人質政策をとっていることは、今や何人の目にも明らかである。(読売一九五七年二月一七日)

このフレームにおいては前記の記事や、「韓国側が、……仮にも漁夫を抑留したままで交渉を進めるというのである、*「人質外交」*という疑いを受けることになろう」(朝日一九五八年四月二三日)、「過去八年間独裁政治を布いてきた李承晩政府」(読売一九五六年五月一七日)とあるように、国内外の人権を無視し、自国の利益を最大限に得ようとする国家として描かれていた。ここでは、「独裁」体制を表現する言葉として、「非人道」や「人質外交」などが多

く用いられていた。このように日本社会では、韓国は理不尽にも抑留している日本人漁民を人質に、この問題を日韓交渉と関連させ、有利な条件を得ようとする、人権を無視した独裁国家だと認識されていたのである。前述した日韓合意文書は日本側が抑留者釈放のために「大きな譲歩」をしたと捉えられた。⁹⁾ただし、その過程で伝えられた釜山收容所の状況は人権を無視したものであったが、日本で朝鮮半島からの密入国者が抑留されていた大村收容所の状況¹⁰⁾も良いものではなかったことが明らかにされている(吉澤二〇〇五・六七―六九)。「久保田発言」の撤回も、日本政府を代表しての発言ではないとされ、根本的な解決につながらないものであった。¹¹⁾加えて、日本側が提示していた対韓請求権は交渉術の側面が強いものであった(金二〇〇八・六〇)。また、岸政権の政治的判断の背景には、対米交渉を有利に進めるための環境づくりや、自由主義陣営の結束、岸首相の選挙区の陳情処理などがあつたと指摘されている(金二〇〇八・六一)。こうした多様な側面を持っていた日本人漁民釈放の問題に関して「人道」というスローガンが用いられることで、ほかの側面は潜在化されていった。そして、「譲歩」とすることにより、久保田発言と対韓請求権の撤回の際に本来なら必要である日韓の歴史認識の相違に向き合うことはなく、これらの問題が解消されることはなかった。

では、この「独裁」フレイムはなぜ当時の日本社会で優勢であったのか。「反日」フレイムも見られたが、会談初期に見られたほどの勢いはなかった。「独裁」フレイムが広く受容された背景には、一九五四年の韓国の総選挙がある。この総選挙は、「立派な民主主義国家であるかどうかを白日の下にさらす第三次韓国総選挙」とされたが、投票日の二日前に戒厳令が李承晩によつて施行された。これに関して、李大統領はその総選挙で現大統領の終身就任や政府による国会解散権などを主眼とした憲法改正案を通過させるような議員の選出を狙っており、この「無理な目標」を達成するために「猛烈な選挙干渉」を行っていると報じられたのである(読売一九五四年五月一九日)。これにより、選挙では李承晩率いる自由党が圧勝したが、憲法改正は一票足らずで否決される(朝日一九五四年一月二八日)。しか

し、その二日後、与党によって一方的に憲法改正は承認されることになる（朝日一九五四年一月三〇日¹³）。このように、李政権は独裁の色合いを強めていたのであり、民主主義のルールを守らない独裁国家としてのイメージを強めていた¹⁴。

このような「独裁」フレームが優勢となったことで、北朝鮮への帰還事業の促進に影響が生じる。一九五四年一月六日、国際赤十字委員会を通じて、日本赤十字社が朝鮮在留日本人の引き揚げを朝鮮赤十字会に要請したところ、二月九日に帰国希望者を援助すると回答した。これが契機となり、朝鮮在留日本人の帰国問題が協議された。そして、一九五六年二月、両赤十字社で「平壤協定」が結ばれ、同年四月に日本人三六人が帰国した。その際に数十名の在日朝鮮人が朝鮮帰国を要求して日本赤十字本社などで座り込みのデモを行った。彼らは朝鮮在留日本人を乗せてきた船が出港する際に乗船し、北朝鮮への帰国を希望したのである。岸政権は、韓国政府を刺激することを恐れて、「赤十字国際委員会」という非政府レベルのチャンネルを通して解決していく方針であった。

一九五七年一二月に抑留者相互釈放が合意されたことにより、双方が抑留者を釈放していく中で、日本側が一九五八年二月、密入国者の内、北朝鮮への帰国希望者については韓国に送還しないという方針を明らかにした。韓国側はこの措置に対抗して日本人漁民送還を一時中止したが、日韓の話し合いにより第四次会談が再開されたのちに、数百名の日本人漁夫を送還した。同年六月二三日、大村収容所に収容されていた在日朝鮮人は北朝鮮への帰国を求めて断食闘争を行い、そのうち五人が危篤状態に陥った。日本政府は北朝鮮への帰国を希望する朝鮮人の一部を国内に仮釈放する措置をとった。しかし、韓国側は北朝鮮への帰国希望者も韓国に送還すべきであるとの姿勢は崩さなかった。この問題が重くのしかかり第四次会談は膠着状態に陥った。

こうした韓国の姿勢に関する報道では「独裁」フレームが見られた。例えば、「韓国に帰国の自由の尊重を望む」（朝日一九五八年七月一〇日）では、「その地域への帰国を望む人たちの希望に従うことは、人道的に見て十分に理由の

あることである」と述べた後に、「いわゆる『李ライン』問題で韓国に抑留されている日本人漁夫の問題も、同じような人道的な見地から、一日も早く、全面的に解決されることを望みたい」と述べていた。北朝鮮の帰還事業への韓国の対応は非人道的だという、こうした声が高まっていく中で、藤山愛一郎外相が北朝鮮への送還政策を推し進める公式見解を表明し（一九五八年二月一三日）、衆議院の国会答弁の中で「北朝鮮に帰ることを希望する在日朝鮮人にはこれを許可する」と宣言した（一九五九年一月二十九日）。そして、帰還事業に対してはかなり慎重な態度を示していた岸首相であったが、帰還事業を促進する声を背景に北朝鮮への送還政策を進める藤山外相、法務省、厚生省等の強い要請を無視できず、最終的に帰還事業を是認することになる（金二〇〇八・五七）。

岸政権は「人道」というスローガンを用いて抑留者問題の対応と第四次会談の再開を正当化した。抑留者問題と帰還問題は別個の問題であったが、両問題とも「帰国の自由」を争う問題であったため「人道」という観点から報じられることとなった。そして、帰還事業を促進する声が高まり「人道」の観点から帰還事業政策の是認に踏み切らざるを得なくなる。その結果、帰還事業に反対する韓国側が猛反発し、第四次会談は中断され、日韓貿易も断絶されることになる。「人道」のスローガンが用いられたことで、韓国は「独裁国家」として想起された。そのため、韓国が帰還事業に反対すれば、その反動で「人道的な」帰還事業への促進がより一層声高にうたわれたとも考えられる。

岸政権の一連の対応は、広く受け入れられた。その政策決定と日本社会で広く共有されていた韓国像が共鳴して、メディアは「人道」という観点から抑留者問題を盛り立てていった。それは帰還問題においても同様であった。「独裁」というメディア・フレームは、当初抑留者問題のみに用いられていたものであったが、帰還事業と争点連関することにより、帰還事業をも含めたものへと変容したと言える。

(三) 日韓交渉成立期(一九六〇～六五年)…「反共友邦」フレーム

1 韓国の政変と日本の新聞報道

成立期での注目すべき出来事は、韓国の政変と賠償金の金額の問題である。一九六〇年四月、学生を中心とした反政府運動が各地で生じる。李承晩は内閣改造を行うなど事態の収拾を図るも、五月三日に退陣を表明する。そして、李政権の後を引き継いでできた暫定政権は憲法を改正し、議院内閣制へと転換した。その議院内閣制において、張勉内閣が八月二三日に成立した。しかし、翌年五月一六日に軍部によるクーデターが生じ、朴正熙政権が成立する。日本政府は最終的に朴政権と交渉を行い、日韓国交正常化を果たす。

この一連の政変を日本政府はどのように捉え、日韓交渉へとつなげたのか。李承晩自身は反日であったため、国交正常化交渉への意欲がそこまで見られなかった。前政権とは異なり、張内閣は日本との国交正常化と友好関係の樹立を望んでいた。池田勇人政権はこのような変化を好意的にとらえ、これを機に日韓交渉を妥結するべきとし、小坂善太郎外相を戦後初の公式使節として訪韓させた(小坂一九九四～六五―六六)。そして小坂外相はソウルに到着し、以下のような声明を発表する(下線部は引用者による加筆。以下同…毎日新聞一九六〇年九月六日)。

幸いにして韓国指導者の方々が、過去にとらわれず、今後処してゆきたいと述べておられますことは我々として深い感銘を受け
た次第である。日本としては、韓国国民の対日感情を十分尊重して共栄の方向に進んでゆきたい。今日、我々は平和と自由愛好
の国民として確乎たる基礎の上に国歩を進めようとしている。このときにあたり、私は日韓両国が胸きんをひらいて話し、も
つて多年の諸懸案を一日も早く解決し、両国間に善隣友好、相互信頼の關係が樹立されることを強く念願する。

小坂外相の訪韓により、当時釜山で抑留されていた四〇名の日本人漁民の解放が決まる。この訪韓を契機に、日韓交渉の第五次会談の予備交渉が一〇月二五日に再開された。しかし、一〇月二七日に日朝赤十字が在日朝鮮人帰還協定の期間延長に合意すると、二八日には在日韓国代表部が抗議をし、外務省に口上書を手渡した。韓国政府は日韓会談の代表団の引き揚げ措置はとらなかつたため、交渉は続けられた。

予備交渉では、韓国の請求権に関しての話し合いを行ったが、日韓の立場の対立は依然として解消していないものであった。こうした対立状況を解消するために考え出されたのが「経済協力方式」であった（金二〇〇八・八五）。このような状況の中、自民党が党内に「日韓問題懇談会」を結成し、一九六一年五月六日に「自民党訪韓議員団」が韓国を訪問する。その目的は、日韓両国の親善友好関係に加えて、日本からの経済援助を具体化することであった。帰国後の記者会見（五月二日）で野田卯一団長が韓国の歓迎ムードに言及したのちに、以下のように発言した（毎日新聞一九六一年五月一三日）。

共産主義と闘う観点からも歴史的、地理的關係からも日韓関係は一日も早く正常化すべきだというのが、我々が接触した韓国側の人たちの一致した意見だった。韓国に対する本格的な経済援助は、国交正常化したのちになるが、その時には韓国側の経済計画にそって経済協力を進めていくべきだと思う。

前述のように、日本の政府側では、李政権の転覆と張政権の成立を好意的に受け止めた。そして、小坂外相の訪韓により、日韓両政権では正常化への機運が高まりつつあった。正常化交渉内で「経済協力方式」が提案されたり、自民党内の「日韓問題懇談会」が日本からの経済援助を具体的に考えるために形成されたりしていた。しかし、国交正常化と経済協力を直接関連付けていたというより、むしろ野田団長の発言のように、「反共友邦」として経済発展が

必要であるとの立場から、国交正常化交渉がなされていたといえる。⁽¹⁵⁾ それでは、日本のメディアは韓国政変後の日韓国交正常化交渉をどのように報じたのか。

朝日、読売の両紙とも韓国の政変によって、国交正常化交渉が促進されるだろうと期待していた。⁽¹⁶⁾ それはもちろん、張勉が正常化交渉を取り組むとしたうえで、「李ライン」の再検討を行うと述べたためである。両紙とも張内閣に対する期待は高く、李政権でみられたような「反日」や「独裁」といったフレームは見られなかった。韓国の新政権は自国の民主化を志す政権であり、自由主義陣営に属するものとして捉えられていた。例えば、「韓国『革命劇』は米の演出 異例の『干渉』で誘導 米紙の論評」（読売一九六〇年四月二七日）では、李政権を倒した革命は米国務省の采配によるというものや、「大統領帰途につく 自由の最前線みた」（読売一九六〇年六月二日）ではアイゼンハワー大統領の韓国出発に際しての声明を一面で取り上げていた。ここから言えることは、韓国は「民主主義」や「自由」という価値を共有している、自由主義陣営に属している国であるという認識がなされていたということである。しかし、当時の報道では、韓国が「反共」であることは注目されていなかった。むしろ、韓国内政が不安定であることに着目した報道が多くなされていた。また、一年という短命の政権であったため、一定の韓国像を析出できるほど、十分な報道はなされていなかった。このように、張政権時の韓国像は、「友邦」を想起させるものではあったが、フレームを形成するまでには至らなかった。

北朝鮮帰還問題への韓国側の反応の報道に関しては、「人道」という言葉が用いられることは一度もなかった。李政権が終わり、韓国は民主化を目指す国家となった。新政権の張総理は「日韓関係の過去を水に流して、現実的に日韓関係の正常化を図りたい」と述べ、李政権のように反日を押し出さず、国交正常化を促進しようと試みていた（朝日一九六〇年八月二〇日）。こうした韓国側の姿勢は、日本において日韓国交正常化が「植民地支配の清算」に結びつくことはなかった背景だと考えられる。

これまで述べたように、張内閣は朝日、読売の両紙ともに好意的に受け止められたが、一年足らずで朴正熙がクーデターを起こし、軍事政権が成立する。それは、「友邦」を想起させる要素である「民主主義」や「自由」と相容れない政権であった。それにもかかわらず、日本のメディアにおいて朴政権は「反共」の「友邦」として認識され続けたのである。以下では、この時期に日韓国交正常化において最も注目された賠償金交渉について日本のメディアはどのように報じたのか、政府の対応はどのようなものであったかを見ていく。

2 賠償金交渉と国交正常化の妥結…「反共友邦」フレーム

軍事クーデターにより中断された正常化交渉は、一九六一年一〇月に再開された（第六次会談）。その交渉の焦点は請求権問題にあった。一月に池田首相と朴議長が会談し、韓国側の対日請求権について、十分な協議を経た後に政治折衝するというプロセスについて合意がなされた。また同時に、日韓両首脳の間で日本の対韓経済協力実施についても合意がなされた。請求権交渉は、一九六二年三月の小坂外相と崔徳新外相の会談や実務者の予備折衝が行われたが、意見の相違は解消されなかった。一九六二年一〇月の時点で、この実務的な折衝の限界が明らかになった（吉澤二〇〇五：一七九）。こうして、一九六二年一〇月、一月に大平正芳外相と金鍾泌中央情報部長との会談が開かれ、政治的な折衝がなされたのである。その内容は、無償三億ドル、有償（海外経済協力基金）二億ドル、そして民間信用供与を国交正常化以前に推進することを建議するというものであった。このことは、韓国政府が請求権を放棄したことを意味しない。朴政権は、一九六五年六月の日韓基本条約調印直前まで、「請求権」を主張し続けたのである。また、資金供与について、韓国は国内で「請求権」として受け取ったと説明するという合意がなされたのである（吉澤二〇〇五：三二二）。

池田政権下で日韓国交正常化は推進されていくが、同時に国交正常化に反対する意見も国会でみられるようになる。野党が国交正常化反対の立場を明確に示したのは、第六次会談開始の数日前であった。一九六二年一〇月一七日、社

会党は池田政権に対して、朝鮮戦争に巻き込まれる可能性があることや、南北統一を阻害するという理由から、交渉反対の立場を明らかにした申し入れ書を提出した。⁽¹⁷⁾ 共産党も社会党と同じ立場であった。一九六二年秋、野党側が日韓基本条約反対運動を統一的に展開するために「安保条約改定阻止国民会議」を再開した。このような野党の反対論理を論駁するために、自民党は「日韓問題PR委員会」を発足し、「日韓会谈促進PR要綱」を作成させ、日韓国交正常化の必要性を訴えた。その要綱では、日本が国交を結んでいない自由主義陣営の国家は、韓国一国のみであることや、そうした韓国との国交を正常化することはアジアを安定させるために必要であること、そして自由主義諸国の団結の強化という観点から国交正常化の必要性が述べられていた(自民党日韓会谈PR委員会一九六二・五〇―五二)。

では、池田政権は国交正常化をどのように捉えていたのか。一九六二年八月二八日、河上丈太郎社会党委員長が池田政権の対韓政策を非難するような質問を投げかけた。それは、日韓関係は「経済、文化などの交流をするにとどめて、正式の国交正常化は、統一政府が出来た後にこれと行う」べきであるとしたうえで、池田政権の対韓政策に対し「冷たい戦争を一步一步推し進めてアジアにおける反共軍事体制の強化という米国政府の方針に密接に協力しようとするものである」としたものであった(金二〇〇八・一八九)。それに対して、池田首相は「南北朝鮮が統一できるまではやめろということ、ちょうど一〇年前にわれわれが全面講和を待たずに、多数国との講和をやって、今日の日本をきづいたと同様、現実の事態に即してやらなければいけない」との考えを示した。そして「今の革命政権が李承晩のときとは違って、はっきりと軍事——軍を持って統一しようという考えではなく、国連の決議に沿って統一を図ろうと、非常に国際的に納得のいく方法で考えておる」と韓国を評価した(金二〇〇八・一九一―一九二)。

また、大平・金会談で請求権問題が一定の解決を見た一九六二年二月一〇日、社会党の勝間田清一議員が以下のような質問を行う。「ケネディは、……日本の極東における反共的役割を要求いたしております。日韓会谈の急速な展開と合わせて、ダレスがかつて要求したNEATOへの推進と考えることは、……決して思いすぎではない」。こ

れに對し、池田首相は「ケネディの言がなくても、アジアにおける共產主義の侵略に對しては、できるだけ阻止しなければならぬ」と答えた（金二〇〇八・一八六）。

このように、池田首相は、外交正常化が自由主義陣営を補強するものだと捉えていた。そして、朴政権は李政権とは異なり、自由主義陣営の価値観を共有するものと位置づけていたといえる¹⁸。では、日本のメディアは朴政権との外交正常化をどのように捉えていたのだろうか。

朝日、読売の軍事政権に対する報道では、成立当初「軍事」フレームが見られた。「軍事」フレームでは「韓国新政権が張内閣以上に反共色を強くさせていることを支持し、積極的に日韓関係改善に努めるべきだとの意向が有力になったといわれるが、反共でさえあればファシズムでもなんでも支持しようというような考え方には賛成できない」（読売一九六一年五月一七日）や「韓国の反共体制を強化しようとする軍部内の意図が、今回の直接行動のきっかけとなった……。しかし、われわれは、合意的な政府が、あくまでも、反民主主義的な非常手段によって政権の座から葬り去られるようなことのないよう希望せざるを得ない」（朝日一九六一年五月一七日）とあるように、韓国は反共ではあるものの、「軍事」国家として描かれている。このフレームにおいては、「軍事」や、「自由なき」、「反民主主義的」といった国内の活動を制限するような表現が多く用いられていた。

しかし、こうした「軍事」フレームが優勢になったのは一時期のみであった。その後は「反共友邦」フレームが見られた。「反共友邦」フレームにおいては「このような一方的な主張をするについては、韓国側にも一応の理由があるようだ」（朝日一九六四年一月一七日）や、「反日」フレームでみられたような「感情論」といった表現はなされなかった。むしろ、韓国の行動は野党や学生デモといった国内の情勢から生じていることだとみなされていた。そして、「われわれは、日韓会談についてはあくまで慎重を期したいが、韓国に對する経済協力は会談とは別に積極的に推進すべきものと考え」（朝日一九六四年一月二七日）にみられるように、このフレームにおいては、韓国は自由主義陣

営に属す、民主主義の価値を共有する国家であり、政治的、経済的安定を達成することが重要であるとみなされたのである。また、このフレームにおいては、「自由主義陣営」や「民主主義」、「政治的安定」や「経済的安定」といった言葉が多く用いられていた。こうした「反共友邦」フレームから朴政権が報じられることで「最近かなり政治的、経済的に安定の方向へ進み」つつあり、「民主化への道をたどろうとしつつある」（朝日一九六一年八月四日）や、「韓国軍事政権は一年後には民政移管を約束しており、来年になると、その準備のための憲法制定や総選挙など内政問題が山積している」（朝日一九六二年八月一六日）とあるように、朴政権を韓国民主化のための「一時的な」軍事政権と見なすようになったのである。また、北朝鮮の比較的順調な経済発展と比較し、「韓国経済が依然として停滞を続けていることは、われわれも無関心ではいられない。このような状態がいつまでも続けば、反共感情の強い韓国人といえども、いつかはソウルより平壤に目を向けるようになるかもしれない」と経済協力の必要性を唱えるものが見られるようになる（読売一九六二年三月一日）⁽¹⁹⁾。

また、一九六二年秋から野党による日韓国交正常化への反対運動が活発になるが、野党側の見解が中心になることはなかった。むしろ「野党はもっと冷静に」（朝日一九六二年二月九日）といったものが見られた。他方、多く見られた表現は「両国民が納得できる形での妥結」などであり、両国内での反対運動の激化により政治的に不安定にならないような形で妥結するよう訴えていた。政治が不安定になることで、日本国内においては「第二の安保闘争」になること、韓国においては共産主義勢力が拡大することを防ごうとしたのである⁽²⁰⁾。

では、なぜ朴政権が軍事政権であるにもかかわらず、「反共友邦」フレームに変化は見られなかったのか。第一に、朴政権が一年後に「民政移管」を表明したことが挙げられる。一九六三年一月二六日の総選挙により民政に移管し、また朴政権の基盤が確立した。一九六三年までの報道においても、李政権で見られたような「反日」フレームや「独裁」フレームはあまり見られなかった。また、朴政権は反共を訴えたことで、米国の支持を獲得した。言い換えると、

自由主義陣營の価値を共有していると受け止められたのである。第二に、朴政権も、張内閣と同様に日韓国交正常化に積極的であったことが挙げられる。

賠償金交渉が妥結して以降も、「反共友邦」フレームは、軍事政権においても変わることなく見られていた。一九六四年、韓国国内で反対デモが激化する。それにより韓国政府は戒厳令を敷くが、これに関する報道も「人道」という言葉が用いられることはなかった。多くが「反共友邦」フレームで報道されており、それは例えば「日韓交渉は当分中断せざるを得ないであろう。このような状況下に日韓交渉を無理に続行することは、韓国の安定に役立つどころか、むしろ一般とその政府不安を激化させるおそれがあるからだ」などであった（読売一九六四年六月五日）。朝日は、朴政権が直面している「経済の再建」と「腐敗政治」の問題により、国民の不満が広がっているとされており（一九六四年六月五日）、「戒厳令のいらぬ国が最も幸福な民主主義国家であることには、だれも異論はあるまい。辞書を引かねば、戒厳の意味のわからない国民でありたい」（一九六四年六月六日）と述べていた。ここでは、戒厳令は民主主義と相容れないとしながらも、李政権で見られたような「非人道」といった言葉は見られなかった。

こうした報道の背景として、特に一九六四年から拡大していったベトナム戦争を考慮する必要がある。ベトナム戦争は共産主義の拡大を防ぐために行われたものであった。こうした共産主義の「拡大」や「浸透」は米国のみならず、日本においても脅威として受け止められていた。例えば、「アカハタ」自治体に浸透 草野副長官 政務次官会議で説明（朝日一九六三年九月二六日）や「地方役員、五〇〇人以上 公安庁の調べ 日共、公務員に浸透」（朝日一九六三年一〇月三日）『共産側のA A諸国浸透作戦に備えを』ラスク長官が強調（朝日一九六五年一月二四日）といった見出しにも見られるように、共産主義は戦略的に社会に浸透しようとしているものとして受け止められていた。そしてそうした作戦が実際に成功しているのか否かということへの関心は決して低いものではなかったといえる。言い換えると、ベトナム戦争が拡大した一九六四年ごろは共産主義への脅威が高まっていった時代であり、こうした社会的背景

が、北朝鮮の勢力を浸透させないためにも、韓国と「反共」という枠組みで正常化しておく必要があるとの意識を高めたといえる。すなわち、日韓外交正常化とベトナム戦争が争点連関し、「反共友邦」フレームが強化されたのである。

こうした共産主義への警戒心は「高杉発言」の際のメディアの報道において顕著に表れている。一九六五年一月七日、外務省記者クラブで第七次会談の主席代表である高杉晋一は「日本は朝鮮を支配したというが、わが国はいいことをしようとした。山には木が一本もないということだが、これは朝鮮が日本から離れてしまったからだ。もう二〇年日本と付き合っていたらこんなことにはならなかっただろう」と発言した。外務省は、この発言が外交問題になることを恐れ、オフレコにするように各新聞社に依頼した。日本の新聞社は外務省のオフレコ要請を受け入れた。しかし、アカハタが「高杉発言」の内容を大きく取り上げて報道した（一九六五年一月一〇日）。その後、労働新聞（二月一六日）も続くが、朝日新聞は「労働新聞の伝えるような高杉発言が、いつ、どこで行われたかは明らかにされていない」とした（二月一八日）。そして、一月二〇日の会談の席で「発言」が言及された。高杉はそれに対し、「日韓問題について、私が韓国民の感情を無視したとんでもない発言をしたということが共産系ニュースその他一部で報道されたことを知り、まことに驚きました」と答えた。読売（二月二日）は「高杉発言は無根」日韓会談の席上で釈明、朝日（二月二日）は「高杉氏が真意を説明 金氏も了解 第七次日韓会談」と報じたのである。

この「反共友邦」フレームは日韓外交正常化が成立するまで続いた。成立期で最も注目された賠償金交渉は「過去の清算」を促すきっかけにもなりえたものであったが、「反共友邦」というフレームが優勢になることで、植民地支配の責任が再考されることはなかった。すなわち、ベトナム戦争の拡大や外交正常化へ積極的な朴政権が成立したという国外の要因と、「過去の清算」を促す声が出ない国内の要因により、「反共友邦」が優勢になったと言える。

五 日韓国交正常化に関するメディア・フレームの変容の要因

これまで見てきたように、日韓国交正常化交渉の過程で様々なフレームが見られた。国交正常化交渉が始まった当初、「反日」フレームが優勢であった。そのため久保田発言は植民地支配責任の再考を促さなかった。中断期では、「独裁」フレームが優勢であった。その期間は、「反日」フレームは少数になった。「人道」という言葉が用いられることで、李政権が人権を無視する非人道的な政権であることが焦点となっていた。成立期においては、「軍事」フレームも見られたものの、「反共友邦」フレームが優勢であった。こうしたフレームの変容の要因に、以下の三つが挙げられる。

第一に、韓国の政権交代が挙げられる。国交正常化に関するメディア言説において見られたフレームは政権が変化するごとに変容していた。また、日韓国交正常化交渉は外交交渉であり、相手国の政権の動向が重要である。このことから、フレームの変化が政権交代とともに生じたと考えられる。

第二に、政治エリートが用いたスローガンが挙げられる。抑留日本人漁民の問題解決に際して、岸首相は「人道」というスローガンを用了が、そのスローガンはメディアで広く受け入れられた。広く受け入れられる素地となった社会的出来事（李承晩の選挙介入等）はあったが、「人道」というスローガンが用いられることで、よりフレームが明確に提示されることになったと考えられる。

第三に、争点連関が挙げられる。一九六〇年代はベトナム戦争が生じるなど、冷戦の脅威が身近に感じられるようになった時代である。そのため、自由主義陣営の結束と日韓国交正常化が連関して考えられるようになった。その結果、日韓国交正常化をめぐるフレームが「反共友邦」フレームへと変容し、ベトナム戦争の激化により強化された

考えられる。

前述した三つの要因は単体でフレームを変化させたのではない。「反共友邦」フレームは、より「反共」を強く訴えた朴政権へと変わったことが要因として挙げられる。しかし、同時にベトナム戦争が激化していき、「反共」というメッセージが日本社会に共鳴したということもその要因として挙げなければならない。すなわち、前記三つの要因の相互作用を通じてフレームは変化し、形成されると言える。

また、本論では朝日と読売の論調の差異には着目しなかった。特に北朝鮮の帰還事業に関する朝日と読売の論調の差異は大きいと、これまで指摘されてきた。しかし、日本人漁民抑留問題の観点からは、帰還事業に関する両紙のフレームは同様のものであることが明らかになった。⁽²¹⁾ 両紙ともに、帰還事業を人道的観点から賛成し、同時に抑留日本人の帰国を人道的観点から促すといったものであった。差異が見られなかった理由として、実際に自由意思でもって「帰還」を望む人を非難することは、抑留日本人の帰国を促すものと相反するものであったことが考えられる。それゆえ、「帰国の自由」という観点から両紙の差異は出なかったと言える。⁽²²⁾

本論では日韓国交正常化をめぐるフレームを分析してきたが、これまで見てきたフレームのすべては冷戦の枠組みを超えるものではなかった。例えば、日韓国交正常化が注目されていた同時期に脱植民地化の動きが盛んになっていくが、これは「抑圧された民族の主権・独立の回復、自主性の確立を訴え」るものであった(朝日一九六四年一〇月一三日)。しかし、韓国の植民地化の問題は、民族の「名誉」や「民族自決」などと関連付けられることはなかった。むしろ、久保田発言にみられるように、日本によって韓国は経済発展したといった考えが否定されることなく、「反共」に関連付けられていたのである。このような冷戦の枠内の議論であったという点は、冷戦そのものに対して批判的な社会党など野党の主張がメディア言説において優勢になることはなかったことからも明らかである。

六 おわりに

本論は、日韓国交正常化交渉が一般市民にどのように受容されてきたのかという点を、メディア言説を分析することを通じて明らかにしてきた。本論の意義は以下に挙げられる。

第一は、日韓国交正常化交渉が議論されていた当時のメディア言説を分析した点である。日韓国交正常化交渉については、先行研究が多くなされてきた。しかし、日韓関係は現在みるように日本社会の反応が敏感に感じとれるものであるにもかかわらず、その点を取り上げた研究は十分になされてこなかった。本論は、日韓国交正常化交渉に関するメディア・フレームを分析することで、一般市民の受容と、その社会的背景を明らかにできた。

第二は、メディア・フレームが変容する社会的背景を考察できた点である。メディアと外交の関係を研究対象にする分野においては、外交が極めて専門的な領域であるため、メディアは政治エリートの発言や動向を優先的に報道する傾向があると指摘されてきた (Einhorn 2007: 4)。しかし、日韓関係は先述したとおり、一般市民の関心の高い特徴を有する領域である。本論でみたように、メディア・フレームは、政治エリートによる行為によってのみ変容するものではなく、同時代で高く関心がもたれていた他の問題（日本国内の秩序の問題、帰還事業、ベトナム戦争など）と連関することによって変容していた。すなわち、外交問題においても、国内問題同様に日本社会で広く共有されている価値観がメディア・フレームの形成に影響を与えることが明らかにできた。メディア報道は一般市民の対外的な意識の形成に影響を及ぼすものである。日韓関係の特徴を考慮すると、メディア言説を分析する研究は不可欠と考える。

本論は、現在の日韓関係を方向付けた日韓国交正常化交渉を対象とした。今後は、現在の歴史認識問題の端緒となつた一九八〇年代の歴史教科書問題を取り上げたい。それを通じて現在みられる歴史認識問題の議論が、歴史的にと

のように形成されてきたのか、一般市民の認識がどのように受容してきたのかを明らかにしていきたい。

(1) 政治学において正当性の研究は多くなされているが、正当化に関する研究はあまりなされていない。その中でも代表的な研究としてマールレー・エーデルマンの研究を挙げることができる。エーデルマンは『政治言語 (political language)』や『政治の象徴作用』において、大統領、官僚が用いる言語が、当該社会の儀礼や神話と関連付けられて一般市民に届けられることで、一般市民が満足していない環境を維持するような政策を支持するメカニズムを明らかにしている。彼の研究は示唆に富むものではあるが、分析枠組みを提示し、それを用いて具体的な事例を取り上げて分析しているものではない。本論はエーデルマンの理論の観点から、政治コミュニケーションの分野において重要な分析概念である「フレーム」を用いるものだと位置づけることができる。

(2) メディア・フレームが用いられることで現実のある側面に焦点が当てられ、その側面の顕出性が高められることになる (Enthman 1993: 52)。顕出性とは、「情報のある断片がオーディエンスにとって、より顕著で、重要で、または記憶に残るようにすること」を意味する (Enthman 1993: 53)。つまり、メディア・フレームとは現実のある側面にオーディエンスの注意を喚起させるものだと捉えることができる。同時に、メディア・フレームはそうした作用を通じて、オーディエンスが多様な読みをするのを困難にするのである。

(3) このような性質を有するメディア・フレームだが、その研究においては近年、一方向的なものが多く見られる。それは、ジャーナリストが設定したメディア・フレームが、オーディエンスの出来事の認識に影響を与えるという一方向的な観点から進められたものである。しかし、本論ではこれとは異なり、メディア・フレームはジャーナリストとオーディエンスの双方の価値観によって構築されるものと見なす。そのため、メディア・フレームには社会の支配的な価値観が反映されていると考える。ただし、その支配的な価値観に含まれない多様な価値観が社会には存在していることも注意する必要があるだろう。

(4) この区分は、吉澤 (二〇〇五) の研究を参考にした。

(5) 検索方法は以下の通り。両紙とも検索ワードは「日韓」+「社説」とした。検索期間は一九五一〜一九六五年である。検索

- 結果は朝日一二〇件（検索データベース・間蔵Ⅱ）、読売一二九件（検索データベース・ヨミダス歴史館）であった。
- (6) 例えば朝日（一九五三年一月八日）では「日韓両国の間には、不幸にして、過去の日本の朝鮮統治に対する民族的反感や、終戦直後の日本国内における行動に対する反発などがいまだに根強く残っているもの、終戦後すでに七年有半を経ている今日、いつまでも過去の感情のもつれにこだわっているべきではあるまい」と述べている。
- (7) こうした「望ましからざる人物」（朝日一九五二年七月一七日）は、「犯罪をおかした悪質韓国人」（読売一九五六年三月三〇日）とも表現されていた。
- (8) 当時岸内閣は成立していなかったが、石橋湛山が脳梗塞で執務不可能となったため、総理臨時代理として活動していた（大日向 一九八五）。
- (9) 例えば、「韓国が日本人漁夫を理由なくして抑留するという、人道上許せぬ行為に出て、しかもこれを人質にして、交渉を有利にしようとするのに対して、日本政府は必要以上に譲っているとの印象を受ける」（朝日一九五八年一月一四日）など。
- (10) 例えば、「ひどい釜山収容所の食物 脱走者、門司で語る」（朝日一九五六年一月二五日）や「ひどい釜山収容所の生活 粗食に悩む八〇〇人 慰問品も半分は横取り」（朝日一九五七年一月一四日）など。
- (11) 大村収容所にいる密入国の朝鮮人は、朝鮮戦争中に密入国した者も含まれており、彼らは「戦争難民」でもあったとの指摘もなされている（吉澤二〇〇五・六七―六九）。
- (12) 一九五六年二月の衆議院本会議及び参議院予算委員会で重光葵外相が久保田発言の取り消しを言明し、一九五七年四月三〇日の参議院外務省員会でも岸信介首相も同様の答弁をした。その際に岸は、「もともと久保田発言は政府を代表しての発言ではない」と断っている。
- (13) ただし、「二期以上の就任を妨げない」という内容で、望む限り何度でも大統領選挙に立候補できるといふものである。
- (14) 例えば、「この際、韓国に要求したいことは、あくまでも民主主義のルールを守ってもらいたいことである。話し合いによつてお互いの立場を明らかにするのでなければ、問題の解決は望まれない。まして脅かしや、一方的に横車を押すような態度は避けるべきである」とあるように、韓国は「民主主義のルール」を守らない国家として描かれている（朝日一九五六年三月三〇日、一九五八年一月三日）。
- (15) 自民党議員団が訪韓した際、鄭外相との面談で日韓両国が「反共友邦としての運命共同体」であることが確認された（吉

澤二〇〇五：一一五)。

(16) 読売は「去る三月の大統領選挙戦でも新旧両派は『李承晩ラインは日韓間で漁業協定を締結するか、さなければ国際司法裁判所の審判によって解決する』という方針を打ち出している。李承晩大統領の対日政策が理不尽極まるものであっただけに、我々の新政府に対する期待は極めて大きい」と述べた(読売一九六〇年八月二〇日)。同日の朝日では「李政権時代の日韓交渉は、韓国側のあまりにも強い対日不信感が、とかく会談の進行を妨げたきらいがあった。それはいわば日韓両国関係の不幸な過去にこだわる態度ともいえた。張総理は、日韓関係の過去は水に流して、現実的に日韓関係の正常化を図りたいと語っている。これは、十分味わうに足る言葉だと思う。もちろん、日本としても、韓国民の気持ちを十分に理解しつつ新しい両国間の親善関係を築きあげていきたいと考える。韓国新政府の成立を機として、日韓両国の国交正常化が一段と推し進められることを、ひたすら望んでやまない」と述べられている。

(17) このように社会党は反対を表明していたが、権五瑋が大平にインタビューしたところによると、社会党は「日韓」の次が「日朝」であったことを承知しており、「それなら早くやれ」と盛んに主張する者もいたとされている(権・若宮二〇〇四：七七)。

(18) 自民党内部では当時、「積極派」と「慎重派」の意見が見られた(金二〇〇八：一八二—一八八)。「積極派」は「韓国は日本防衛の生命線であり、朝鮮半島情勢の安定は日本の安全に直接的につながる」とし、「東アジアにおいて反共体制の最前線に立っている韓国との関係を強化することは日本の安全保障を確保するために必要不可欠である」という考えであった。そのことから、日本の対韓経済協力の必要性を唱えていた。他方、「慎重派」は軍事政権を相手に日韓交渉を妥結して国交正常化に踏み切ることは、必ずしも日本にとって得策ではないという考えであった。そして、彼らは、性急な妥結により日本国内の混乱を招き、「第二の安保闘争」につながるのではないかというものでもあった。

池田首相は、国交正常化を推進しつつも、安全保障の確保のために反共体制を確固たるものとするという積極派の意見からは一定の距離を置いていた。そのため、第六次会談の日本代表に関西財界の杉道助を据え、より経済協力的な側面を強調したのである。同時に、一九六一年一月のラスク米國務長官との箱根会談において、韓国は「日本防衛の第一線」であると指摘したり、ケネディとの会談において「釜山赤旗論」を持ち出したりしていた。このことから、積極派との距離は置きながらも、池田は韓国を「反共」のパートナーと認識し、日韓国交正常化が自由主義陣営を強化するものと捉えていたといえる(金二〇〇八：一八七—一八八)。

(19) ただし、このフレームの中には以下のような要素も含まれる。それは、対日請求権交渉が政治折衝でなされたことに對する批判的な視点である。例えば「やはり国民の大多数が賛成し、あとあとにシコリが残らないような条件で、懸案を解決すべきではあるまいか」(朝日一九六二年一〇月一九日)などが挙げられる。ここで特記すべきことは、「国民の大多数が賛成」する方法が、決して「過去の清算」の議論を行うべきというものではなく、外交官による交渉で国際法の観点から判断するという方法を指していた。こうした批判をしつつも、両紙ともに国交正常化に對して反対ではなかった。

(20) それゆえ、「軍事同盟」として国交正常化を推進する自民党の積極派の見解に對しても批判的な見解が主流であった。

(21) 例えば「韓国政府が、自国を朝鮮におけるただ一つの政府だと主張することは、その気持ちとしては、理解できないことはないが、北鮮政府の存在そのものまでも否定することはできない。その地域への帰国を望む人たちの希望に從うことは、人道的にみて十分に理由のあることである。これはまた国際的に、どこへ出しても支持される考え方だと信ずる。」(朝日一九五八年七月一日)や「韓国の頑迷な態度がこの問題の解決を困難にしているのであるが、この問題が表面化したのを機会に、政府は最終的解決のため、あらゆる手段を尽くすべきである。……しかし「居住地選択の自由」は国際的に解決済みであり、韓国自身も一つの前例を作っているのである。……われわれは韓国政府が人道上の問題と政治問題を区別し、北鮮帰国希望者問題は国際赤十字に任ずるとともに、全面会談をこの問題から切り離して進めるよう要望せざるを得ない」(読売一九五八年七月一日)などである。

(22) ちなみに、報道件数も「北朝鮮」+「帰国」で両紙とも一九五一年～一九六五年で検索したが、読売四五一件、朝日一六八件であった。読売の報道件数からすると、北朝鮮の帰還事業のみを取り上げているとは限らないが、読売も朝日と同様にこの問題を重要視していたと考えられる。

参考文献

- 大日向一郎(一九八五)『岸政権…二二四一日』行政問題研究所出版局。
- 木宮正史(一九九四)「韓国における内包的工業化戦略の挫折」『法学志林』九一(3)。
- 木宮正史(一九九五)「一九六〇年代韓国における冷戦と経済開発」『法学志林』九二(4)。
- 木宮正史(二〇〇一)「一九六〇年代韓国における冷戦外交の三類型」小此木政夫、文正仁編『市場・国家・国際体制 日韓共同研究叢書4』慶應義塾大学出版会。

- 金斗昇 (二〇〇二) 「池田政権の安全保障政策と日韓交渉…『経済安保路線』を中心に」『国際政治』二二八号。
- 金斗昇 (二〇〇八) 「池田勇人政権の対外政策と日韓交渉…内政外交における「政治経済一体路線」 明石書店。
- 木村昌人 (一九八九) 「日本の対韓民間経済外交…国交正常化をめぐる関西財界の動き」『国際政治』九二号。
- 權五琦・若宮啓文 (二〇〇四) 「韓国と日本国」朝日新聞社。
- 小坂善太郎 (一九九四) 「議員外交四十年…私の履歴書」日本経済新聞社。
- 社会党 (一九六二) 「日韓会談反対運動のために」『月刊社会党』二月号。
- 自民党日韓会談PR委員会 (一九六二) 「日韓会談促進のPR要綱」『政策月報』一二月号。
- 自由民主党 (一九六二) 「日韓会談の促進と早期妥結」『政策月報』十一月号。
- 自由民主党 (一九六三) 「日韓会談に対する社会党の反対論を反駁する」『政策月報』一月号。
- 高崎宗司 (一九九六) 『検証 日韓会談』岩波書店。
- 高崎宗司 (二〇〇二) 『「妄言」の原形：日本人の朝鮮観』木犀社。
- 畑田重夫 (一九六五) 「日韓会談反対闘争の展開とその歴史的役割」『アジア・アフリカ講座Ⅲ 日本と朝鮮』勁草書房。
- 山本剛士 (一九八三) 「日朝国交正常化」『戦後日本外交史Ⅱ 動き出した日本外交』三省堂。
- 吉澤文寿 (二〇〇五) 『戦後日韓関係』クレイン。
- 李鍾元 (一九九四a) 「韓国国交正常化の成立とアメリカ」近代日本研究会編『戦後外交の形成』山川出版社。
- 李鍾元 (一九九四b) 「韓日会談とアメリカ…不介入政策」の成立を中心に」『国際政治』一〇五号。
- Edelman, M. (1977) *Political Language: Words That Succeed and Politics That Fail*. Academic Press, Inc.
- Entman, R. M. (1993) "Framing: Towards Clarification of a Fractured Paradigm" *Political Communication*, 43 (4), 51-58.
- Entman, R. M. (2007) *Projections of Power*. Chicago: University Press.
- Gamson, W. A. and A. Modigliani (1989) "Media Discourse and Public Opinion on Nuclear Power: A Construction Approach" *American Journal of Sociology*, 95 (1), 1-37.
- Gitlin, T. (1980) *The Whole World Is Watching: Mass Media in Making & Unmaking of the New Left*. University of California Press.

三谷 文栄 (みにたに ふみえ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 日本マス・コミュニケーション学会

専攻領域 政治コミュニケーション論、政治社会学

主要著作 「日本の対外政策決定過程におけるメディアの役割——二〇〇七年慰安

婦問題を事例として——」『マス・コミュニケーション研究』七七号

(二〇一〇)